

[実務対応報告]

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」

---

- 法人名 :野村アセットマネジメント株式会社
  - 部 署 :投資顧問業務部
  - 役 職 :部長
  - 名 前 :松本清志
- 

■コメント:

退職給付会計における代行部分の債務を最低責任準備金とすべきであるとする。

何故ならば平成16年の法改正により最低責任準備金を超える部分の財源調達責任は国にあるとのこととなった。すなわち企業が最低責任準備金を超える負担を行うことはなくなったのである。

このような中、代行部分を退職給付債務として取り扱うことは実態とは異なる負債を認識することとなり、企業会計基準としての妥当性を欠くものではないかとの懸念もある。

また、このような会計上の取扱いがなされると、実態とは異なる負債の増加を懸念する企業側での代行返上という動きを再度加速させることとなりかねない。